

愛知県国土利用計画(第四次)
案

愛 知 県

目 次

前文	1
----	---

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針	2
2 県土利用の基本方向	5
3 地域類型別の県土利用の基本方向	7
4 利用区分別の県土利用の基本方向	10

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	16
2 地域別の概要	18

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先	22
2 国土利用計画法等の適切な運用	22
3 県土整備施策の推進	22
4 県土の保全と安全性の確保	22
5 環境の保全と美しい県土の形成	23
6 土地利用の転換の適正化	25
7 土地の有効利用の促進	26
8 多様な主体による県土の適切な管理の推進	31
9 県土に関する調査の推進及び活用	32

前文

この計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条に基づき、愛知県の区域における国土の利用に関して基本的な事項を定める計画(以下「県計画」という。)であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)を基本として策定するものです。

また、県内の各市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)及び愛知県土地利用基本計画の基本となるとともに、その他の県土の利用に関する諸計画の基本となるものです。

なお、この県計画は、社会経済情勢の変化、策定された市町村計画の集成等に基づき、必要に応じ見直しを行うものです。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。その利用のあり方は、地域の発展、県民の生活と深いかわりを有しており、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

県土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などの条件を生かした自立的発展を促すとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 県土の特性

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西日本の接点として大きな役割を担っています。

県土の自然条件を見ると、地形の面では、標高100m未満の土地が県土の54%を占めるなど、山岳部の多い我が国にあっては比較的大きな平野を有しています。また気候は、一般に温暖で、夏季多雨・冬季少雨型です。

本県は、このような自然条件の下で約52万haの県土に約735万人(平成19年)の人口を擁し、大都市名古屋のほか独自の集積を持つ諸都市、さらに農林水産業地帯といった様々な地域からなっています。そうした中で製造品出荷額が全都道府県中第1位(平成19年)、商業販売額が第3位(平成19年)、農業産出額が第5位(平成19年)の位置を占めるなど、活発な産業経済活動が展開されています。また、1住宅あたり延べ面積が大都市を擁する他の都府県を上回るなど、比較的ゆとりある良好な居住環境が形づくられています。

県土の利用形態別に構成比を見ると、平成19年において森林42.5%、農用地16.0%、宅地17.7%、道路7.6%、水面等4.6%、原野0.0%、その他11.5%であり、全国(森林66.4%、農用地12.5%、宅地4.9%、道路3.5%、水面等3.5%、原野0.7%、その他8.4%)より森林の比率が低く、宅地、道路の比率がかなり高くなっています。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 人口・経済

本県の土地利用にかかわる諸条件を見ると、人口は、出生率の低下等により、その増勢を鈍化させるものの、今後の13年間(平成19年から平成32年まで)に13万人程度の増加が見込まれます。

経済は、製造業の厚い集積を原動力にこれまでおおむね全国を上回る成長を遂げてきましたが、今後もグローバル化、情報化及び技術革新の進展等に対応しながら、既存産業の一層の高度化を進めるとともに、今後成長が見込まれる航空宇宙関連産業等の次世代産業分野の育成・集積を図ることにより、全国より高めの成長を保っていくことが見込まれます。

イ 土地利用転換量の鈍化

地目間の土地利用転換の状況を年平均転換量で見ると、昭和60年から平成7年までは1,332haでしたが、平成7年から平成19年までは1,180haと減少し、鈍化していますが、地区によっては土地の収益性や利便性による新たな集積も予想され、それに伴う転換も見込まれます。

ウ 安全意識の高まり

集中豪雨や局地的大雨による災害や東海地震等による地震災害に備えた、災害に強い県土作りが求められています。また、都市においては、諸機能の集中やライフライン(水道、電気、情報通信など都市生活の機能を保つ基盤)への依存度の高まり、農山漁村においては、高齢化、過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化などが懸念され、県土の安全性に対する要請が高まっています。

エ 環境意識の高まり

地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題、資源制約の高まりや消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処するため、循環と共生を重視した県土利用が重要になっています。

さらに、美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみ景観の形成や里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民志向が高まっています。

こうした中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図りながら県土を利用していくことが求められています。

オ 土地利用相互の関係の深まりと広域化

県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものにとらえて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえようとする視点が定着しつつあります。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられます。

カ 土地管理水準の低下

農山漁村の一部においては、過疎化、高齢化に伴う、空屋、耕作放棄地の増加、手入れの行き届かない森林の増加など、県土資源の管理水準の低下が懸念されています。

キ 多様な主体のかかわり

身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりと地方分権の進展の中で、多様な主体が協働しながら、積極的に地域づくりに参画していこうとする動きが始まっています。さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられます。

(4) 課題

本県では、全体として土地利用転換量の鈍化が予想されるものの、人口の増加や、産業活動が高い水準で推移することが見込まれるなど、工業用地、住宅地、交通施設用地などの土地需要の発生が予想されます。また、農林業の振興や、環境意識の高まりなどから、農用地、森林などの適正な保全も求められています。

このため、本計画では、基本的条件の変化を踏まえつつ、次のような視点から課題に取り組んでいく必要があります。

ア 土地需要の量的調整

限られた県土資源を前提として、必要に応じて低未利用地などの再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、地域に大きな波及効果をもたらす大規模事業の進ちょくも踏まえ、県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの個々の土地需要の量的調整を行うことが必要です。

イ 県土利用の質的向上

大都市圏としては比較的自然に恵まれた本県の特性を生かしながら、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、県土利用の質的向上を図ることが必要です。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、長期にわたる展望をしつつ、県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることが必要です。

エ 多様な主体による連携・協働

地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことが必要です。

また、土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組を行うことが必要です。

2 県土利用の基本方向

県土利用の基本方向としては、県土に限られた資源であることを前提として、土地利用転換の圧力が低下している現在の状況を、計画的かつ効率的な県土利用が一層積極的に推進されるべき機会ととらえ、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うこととします。

(1) 土地需要の量的調整

宅地などの都市的土地利用は、産業の進展とそれに伴う人口が依然増加すると見込まれることから、当面増加すると予想されます。このため、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進することによりその合理化及び効率化を図るとともに、街なか居住や公共施設等の街なか立地の促進、大規模集客施設の適正な立地誘導など、計画的に、空間的にゆとりのある良好な市街地の形成と再生を図ることを基本とします。

他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用は、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給率の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と利用を図ること、また、耕作放棄地等の低未利用地は、農用地等への再利

用など適切な利用を図ることを基本とします。

各利用区分相互の土地利用の転換については、県土資源が限られていること、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下で計画的に行うことを基本とします。

(2) 県土利用の質的向上

県土利用の質的側面を巡る条件の変化を踏まえ、(ア) 安全で安心できる県土利用、(イ) 循環と共生を重視した県土利用、(ウ) 美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とします。また、これらを踏まえ、総合的に県土利用の質を高めていきます。

ア 安全で安心できる県土利用

災害に対しては、治山・治水一体となった防災対策などを総合的に展開し、災害の発生形態や地域ごとの特性を考慮し、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への適応も踏まえ、適切な県土利用を進めることを基本とします。

このため、防災拠点の整備、ライフラインの耐震化対策や多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めることを基本とします。

また、高齢者や障害のある人を始め、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めることを基本とします。

イ 循環と共生を重視した県土利用

大気、水、土壌等自然界における循環システムの重要性を認識し、人間活動と自然とが調和した物質循環を維持すること、流域における水循環と県土利用を調和させること、熱環境改善のための緑地・水面等の保全・創出をすることなどにより、環境負荷の低減を図り、持続可能な県土利用を進めることが重要です。

このため、土地利用にあたっては、自然環境への配慮、生態的なまとまりを考慮した生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進めていくことを基本とします。

ウ 美しくゆとりある県土利用

人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用によって作り出された空間的な広がりが良好な状態にあることを県土の美しさと呼ぶこととし、地域が主体となってそ

の質を総合的に高めていくことが重要です。

このため、地域の特性や、固有の文化を生かしながら、空間的ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイラインの保全、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成や観光資源としての有効活用を進めることを基本とします。

(3) 県土利用の総合的なマネジメント

土地は、次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。次の観点を基本として、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいきます。

ア 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることを基本とします。

イ 土地利用のプロセス管理

土地利用にあたっては、慎重な土地利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理することを基本とします。

ウ 広域性を踏まえた地域間の適切な調整

県土利用の諸問題に取り組む際には、土地利用の影響が広範囲に及ぶことを踏まえ、地域間の適切な調整を図ることを基本とします。また、県域を越えた広域的な影響や、海洋利用と県土利用とが相互に及ぼす影響についても考慮します。

(4) 多様な主体による連携・協働の促進

国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、例えば都市住民等による森林づくり、農地の保全管理などの直接的な県土管理への参加、地元農産品や県産材製品の購入、募金などの方法による間接的に県土管理につながる行動により、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組、すなわち「県土の県民的経営」を促進していくことを基本とします。

3 地域類型別の県土利用の基本方向

県土を、都市地域、農地と宅地が混在する地域、農山漁村地域、自然維持地域の4つの地域類型に分類し、県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別

の県土利用にあたっては、相互の関係性を認識し、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

(1) 都市地域

都市地域については、人口増加の鈍化、高齢化の進展等に伴い、全体としては、市街化圧力が低下すると見通されることから、環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとするを基本とします。併せて経済社会活動を取り巻く状況の変化に適切に対応していきます。

また、中心市街地等における都市機能の集積や鉄道駅周辺での効率的な土地利用とともに、アクセシビリティの確保を推進します。

公園、下水道などの都市施設や、道路などの交通施設等の整備とともに、ライフラインの多重化・多元化等により、地震、水害などの災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図るを基本とします。併せて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化など、各種施設の整備を行います。

また、良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地の保全・創出、生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

大規模集客施設の適正な立地誘導により中心市街地の活性化を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先することを基本とします。

大都市地域については、交流拠点としての本県の恵まれた条件を生かし、広域的な都市間の交流や連携を図りながら、中部圏の地域経済を牽引する拠点を形成するとともに、研究開発、国際交流等の高次機能の誘導・拡充を図ります。また、ヒートアイランド現象の改善など、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図ります。

中小都市については、中心市街地における多様な都市機能の充実を図りつつ、コンパクトで徒歩での移動に配慮した都市の形成を図るとともに、周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。また、市町村合併により複数の拠点を有する場合は、中心市街地と各拠点間の連携に配慮します。

(2) 農地と宅地が混在する地域

都市の周辺に広がる既存集落など、農地と宅地が混在する地域については、都市的利用の影響を受けやすく、虫食的な住宅や工場等の建設、駐車場、資材置場などの低未利用地の散在、農地周辺における新たな道路整備に伴う沿道での宅地化など、土地利用の混在化が見られます。

その結果、農地の集団性が損なわれ、農業用水の汚濁や農業生産性の低下が生じるとともに、居住環境の悪化やインフラ(基盤)整備の遅れなど、営農環境と居住環境の両面にわたり問題が生じてきています。

このため、こうした実態の把握に努めながら、農業生産活動と地域住民の生活が共生・調和するよう、地域の合意を踏まえ、営農と居住の区域を分離するなど、農地の集団的利用を損なわないよう進めるとともに、計画的かつ適切な土地利用を図ることを基本とします。

その際には、地域内からの新たな雨水流出量を抑制するなど、総合的な治水対策を行い都市地域への影響を抑えるとともに、自然的土地利用からの転換を抑制します。また、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

(3) 農山漁村地域

農山漁村地域については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有しています。また、県土の保全に大きな役割を果たしている里山や海浜などについては、保健休養やレクリエーション空間としても重要な機能を有しています。

このため、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築きます。

県土の利用にあたっては、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により適切な管理を図ることを基本とします。

併せて、二次的な自然としての農山漁村における優れた景観、生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交通利便性の維持確保や地域製品の提供等を通じた交流・連携を促進することで、効率的な土地利用を図ります。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、

農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図ります。

また、農地やため池の持つ防災機能を高めることにより災害に強い農村づくりを進めるとともに、下流域の都市への影響を軽減します。

過疎化や高齢化の進行に伴い、生産活動の停滞や後退が見られる地域については、地理的、社会的に不利な条件を解消し、生活の利便性や交流拡大を図ります。

特に、将来的に維持や存続が危ぶまれる集落のある地域にあつては、農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた、県土保全機能など公益機能を、多様な主体の参加などにより維持し、持続可能な県土管理を図ります。

(4) 自然維持地域

自然公園地域や自然環境保全地域等における高い価値を有する自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、特に自然環境や景観を維持すべき地域については、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たしていることから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全することを基本とします。

その際、在来種保全の観点から、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、人と野生生物の共生を目指し、都市・農山漁村との適切な関係の構築を図ります。併せて、自然環境データの整備等を図ります。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

4 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他の9つの利用区分に分類し、基本方向は以下のとおりとします。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心な県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意します。

(1) 農用地

農用地は、農産物の生産基盤として最も基礎的な土地資源であるとともに、多様な生き

ものを育む場であり、また、農業生産活動を通じて、水源かん養、土砂流出防止、大気浄化機能等の多面的な機能を果たしています。

このため、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、その安定的供給を図るため、農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図ることを基本とします。

また、農用地の無秩序なかい廃を防止し、その適正な保全、管理を通じて、農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、生きものの生息・生育環境や環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ることを基本とします。

なお、農地と宅地の混在する地域においては、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を図ります。

(2) 森林

森林については、二酸化炭素の吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ生物多様性保全、地球環境保全、水源かん養及び林産物供給機能等の多面的機能を楽しむことができるよう、緑豊かで美しい森林の整備と保全を図ることを基本とします。

森林の整備と保全にあたっては、森林を県民共通の財産ととらえ、公的な管理や社会全体で森林を支える仕組みを構築し、所有者の適正な管理に加え、森林に関心を持つ県民や企業等、多様な主体による森林管理への参加の促進を図ります。

このうち、スギ・ヒノキなどの人工造林により着実に森林資源の充実を図ってきた森林については、林産物の安定的な供給に資するため、引き続きその整備を図るとともに、公的事業の充実による森林整備を行い、多面的機能の高度発揮を進め、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、林業経営として収益を確保することが難しい森林にあっては、広葉樹の植栽や天然更新による広葉樹林化等の省力的な管理が可能な森林への誘導を図ります。

都市及びその周辺の森林については、緑地としての積極的な保全及び整備を通じて、都市地域における生きものの生息・生育環境の確保や良好な生活環境の確保に努めます。また、集落に接する里山の森林については、水田、畑、ため池といった里地とともに一体的に保全し、生態系に配慮しつつ、地域社会の活性化や多様な県民的要請と調整し、適正な利用を図ります。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森

林については、その適正な維持管理を図ります。また、多面的機能の高度発揮が求められる森林は他用途への転用を抑制します。

その他の森林については、自然環境の保全と地域社会の活性化や多様な県民的要請とを調整しつつ、適正な利用を図ります。

(3) 原野

原野のうち湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び自然景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

ため池やダム等の水面、河川、水路については、近年における災害の実情や都市化の進展に伴う流況の変化、安定的な水供給の確保などを考慮して、災害を未然に防止するための河川整備や農業用排水路の整備、水供給等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持・管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。

また、水面・河川・水路の整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環の再生等を通じ、自然環境の保全や再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等の多様な機能の維持・向上を図ります。また、その周辺の土地利用にあたっては、水質の保全に十分配慮します。

(5) 道路

一般道路については、県内のみならず広域的な道路網の形成を展望しつつ、地域間の交流・連携を促進し、県土の均衡ある発展と有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保するとともに、施設の適切な維持・管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理や、農山村地域の活性化等にも寄与するため、必要な用地を確保するとともに、施

設の適切な維持・管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。

また、道路の整備にあたっては、自然環境の保全や周辺的环境に配慮します。

(6) 住宅地

成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。また、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ることを基本とします。

また、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、周辺の自然環境と調和した快適なまちづくりを進めるとともに、災害に強いまちづくりを進めることを基本とします。

特に、主要な鉄道(軌道)駅周辺や中心市街地においては、空洞化を防止し、定住人口の確保を図ります。

この場合、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、防災活動・避難活動にとって不可欠な道路や緑道の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

また、市街化区域内の土地のうち、生産緑地地区に指定されていない土地など、保全すべき土地となっていない土地については、環境に配慮しつつ、住宅地等への円滑な転換の推進を図ります。

(7) 工業用地

産業構造のグローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や差別化、地域資源を重視した工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図ること、また、工場移転、事業転換等に伴って生じる工場跡地については、周辺の状況を考慮し、再利用することを基本とします。

その整備にあたっては、地域特性を踏まえた県土の均衡ある発展が図られるよう配慮するとともに、環境の保全等に十分配慮し、併せて関連する基盤整備を進めます。

なお、再利用されなかった土地については、土壌汚染調査に基づく必要な対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備や都市型産業の導入など、地域の特性に応じた有効利用を図ります。

さらに、工場と住居が混在する地域については、目的に応じて、工業再配置により住工混在の解消を図るほか、緩衝緑地の設置などによる居住環境との調和を図ります。

(8) その他の宅地

事務所、店舗、倉庫などの商業・業務施設用地については、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化、並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ることを基本とします。その際、空き店舗、空き地等の低未利用地の有効利用に配慮します。

併せて、創造的な産業技術中枢圏域としての研究開発機能等の集積を促進するため、研究所等の立地に必要な用地の確保を図ります。

さらに、大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響、開発に伴い発生する交通の周辺地域への影響などを十分考慮し、地域の合意形成、景観との調和を踏まえた適正な立地・誘導を図ります。

(9) その他

ア 公用・公共用施設用地

文教施設、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化、高度化を踏まえつつ、景観形成等周辺環境の保全及びその配置に留意しながら、必要な用地の確保を図ることを基本とします。

イ 公園・緑地

公園・緑地については、人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な環境や景観の形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、緑化の推進や緑地の保全を図りながら必要な用地を確保することを基本とします。

ウ レクリエーション用地

価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進めることを基本とします。その際、森林、河川やため池等の水辺、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

エ 低未利用地

都市及びその周辺地域の低未利用地について、工場跡地については、工場としての再利用を優先し、再利用できない場合や交通施設の跡地などは、周辺の土地利用への影響を考慮しつつ、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図ることを基本とします。市街化区域内の露天駐車場、資材置場等については、周辺の景観との調和等を踏まえ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な活用を図ります。

また、耕作放棄地については、食料生産を確保し、自給率を向上させるため、所有者等による適正な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農用地としての再生を積極的に図ることを基本とします。

オ 沿岸域

県土の恵まれた自然資源として、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、次世代に引き継ぐ貴重な資源として、長期的視点に立った総合的な活用を図ることを基本とします。その場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮します。

また、藻場や干潟など沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策とともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

なお、埋立については、漁業等海域としての利用状況、環境特性その他の自然的社会的条件を十分考慮した適地において、県全体及び地域の土地利用の実態から特に必要なものについて、計画的に行います。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次

計画の目標年次は、平成32年とし、基準年次は、平成19年とします。

(2) 基礎的な前提

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成32年において、人口がおよそ748万人、世帯数がおよそ305万世帯に達するものと想定します。

(3) 県土の利用区分

県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

(4) 県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めます。

(5) 目標年次における規模の目標

県土の利用の基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

表 県土の利用区分ごとの規模の目標

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

単位:百ha

区 分	H19年	H27年	H32年	構成比			H32年 / H19年
				H19年	H27年	H32年	
農 用 地	824	797	779	16.0%	15.4%	15.0%	94.5%
農 地	823	795	778	15.9%	15.4%	15.0%	94.5%
採草放牧地	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
森 林	2,196	2,187	2,182	42.5%	42.3%	42.1%	99.4%
原 野	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
水面・河川・水路	240	240	241	4.6%	4.6%	4.7%	100.4%
道 路	392	407	416	7.6%	7.9%	8.0%	106.1%
宅 地	916	943	955	17.7%	18.3%	18.4%	104.3%
住 宅 地	537	556	562	10.4%	10.8%	10.9%	104.7%
工 業 用 地	126	130	133	2.4%	2.5%	2.6%	105.6%
その他の宅地	253	257	261	4.9%	5.0%	5.0%	103.2%
そ の 他	593	590	602	11.5%	11.4%	11.6%	101.5%
合計(県土面積)	5,163	5,165	5,178	100.0%	100.0%	100.0%	100.3%
市 街 地	897	934	952	-	-	-	106.1%

- (注)(1)平成19年の現況数値については、百ha未満を四捨五入しました。
(2)道路は、一般道路並びに農道及び林道です。
(3)市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。
(4)構成比については、端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

2 地域別の概要

(1) 地域別の規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえつつ、地域の特色ある土地利用と環境保全が図られることを基本とします。

(2) 地域の区分

地域の区分は、こうした観点から、木曾川、矢作川、豊川等の水系と、これに関連する森林、農用地、宅地等により構成される流域圏に着目して、尾張、西三河及び東三河地域の3区分とします。

(3) 目標年次、基準年次、利用区分及び規模の目標を定める方法

計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1の(1)、(3)及び(4)に準じます。

(4) 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要

地域別概要は、次のとおりです。

ア 尾張地域

この地域の面積は、約17万ha、人口は502万人(平成19年)で、面積は県土全体の32.7%、人口は68.3%を占めています。

利用区分ごとの構成比は、宅地面積が最も多く33.2%を占め、以下、農用地20.3%、その他16.5%、道路12.4%の順となっています。

この地域は、大都市名古屋を核に、西部の濃尾平野、北部、東部の丘陵地域及び知多半島からなり、3地域の中で最も都市化が進んだ地域です。

今後は、都市部において高次な都市機能の集積に努めつつ、交通公害の解消にも配慮しながら、安全でゆとりある良好な市街地の形成を図ります。

また、農地、里山等の二次的な自然については、都市近郊の貴重な自然であることから、できる限りその維持・形成に努めます。

さらに、この地域は、航空宇宙関連産業などの新たな産業集積による土地需要が見込まれるとともに、陸、海、空にわたる交通の結節点としての地域特性を生かした、名古屋港での港湾機能の高度化、道路の整備、中部国際空港の機能拡充の進展による新たな物流施設などの土地需要も見込まれます。これらの土地需要を踏まえ、環境の保全及び地域の意向に十分配慮し、農林業的土地利用などとの調整を行い、適切な土地利用を図ります。

平成32年におけるこの地域の人口及び県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

人口は、およそ511万人に達するものと想定します。

農用地については、優良農用地の確保に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少し、32,400ha程度となります。

森林については、保全に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少し、18,000ha程度となります。

水面・河川・水路については、河川改修による増加があるものの、農用地の減少に伴う水路の減少等により、10,600ha程度となります。

道路については、幹線道路や生活道路の整備等により、22,000ha程度となります。

宅地のうち住宅地については、人口、世帯数の増加等により、34,300ha程度となります。

工業用地については、企業立地の推進等によりやや増加し、6,700ha程度となります。

その他の宅地については、事務所、店舗、業務用地等の用地の増加により、16,900ha程度となります。

その他については、公用・公共用施設の整備等による増加、低未利用地の有効利用の促進等により、28,500ha程度となります。

市街地については、都市人口の増加により、66,300ha程度となります。

イ 西三河地域

この地域の面積は、約18万ha、人口は156万人(平成19年)で、面積は県土全体の34.0%、人口は21.2%を占めています。

利用区分ごとの構成比は、森林面積が最も多く51.9%を占め、以下、農用地14.1%、宅地12.5%の順となっています。

矢作川を軸に形成されるこの地域は、平たん部に自動車関連産業を中心とした工業や商業・文化機能が集積した中核的な都市が連たんし、その周辺には優良な農用地が広がっています。また、山間部には、県土保全、水源かん養等の様々な機能を有する森林が広がっています。

今後は、山間部においては、都市近郊の農山村として農用地、森林の適正な管理と保全に努めるとともに、豊かな自然や伝統文化など、地域資源の総合的な活用等により地域の活性化を図ります。

新東名高速道路の整備に伴うインター周辺の物流機能の集積、豊田・岡崎地区研究開発施設の整備、産業の集積などによる新たな土地需要を踏まえ、環境の保全及び地域の意向に十分配慮し、農林業的土地利用との調整を行い、適切な土地利用を図ります。

平成32年におけるこの地域の人口及び県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

人口は、およそ160万人に達するものと想定します。

農用地については、優良農用地の確保に努めるものの、宅地等への転換により減少し、23,500ha程度となります。

森林については、保全に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少し、90,800ha程度となります。

水面・河川・水路については、農用地の減少に伴う水路の減少によりやや減少し、7,700 ha程度となります。

道路については、一般道路や林道の整備等により、10,800ha程度となります。

宅地のうち住宅地については、人口、世帯数の増加等により、13,900ha程度となります。

工業用地については、企業立地の推進等により、4,500ha程度となります。

その他の宅地については、事務所、店舗、業務用地等の用地の増加により、4,800ha程度となります。

その他については、低未利用地の有効利用の促進等による減少はあるものの、公用・公共用施設の整備等により増加し、19,900ha程度となります。

市街地については、都市人口の増加により、19,900ha程度となります。

ウ 東三河地域

この地域の面積は、約17万 ha、人口は77万人(平成19年)で、面積は県土全体の33.3%、人口は10.5%を占めています。

利用区分ごとの構成比は、森林面積が最も多く63.6%を占め、以下、農用地13.6%、宅地7.9%の順となっています。

この地域は、古くから豊川を軸に、比較的独立した圏域を形成しており、豊橋などの諸都市が連たんしているほか、山間部、渥美半島からなっています。

今後は、山間部、渥美半島等においては、農用地、森林、沿岸域の保全・整備に努めるとともに、豊かな自然や伝統文化など、地域資源の総合的な活用等により地域の

活性化を図ります。

新東名高速道路をはじめとする広域的な道路整備に伴うインター周辺の物流機能の集積などによる新たな土地需要、道路整備と既存の港湾施設の機能を生かした臨海部での国際的な物流拠点の形成を踏まえ、環境の保全及び地域の意向に十分配慮し、農林業的土地利用との調整を行い、適切な土地利用を図ります。

平成32年におけるこの地域の人口及び県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

人口は、およそ77万人と想定します。

農用地については、優良農用地の確保に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少し、22,100ha程度となります。

森林については、保全に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少し、109,400ha程度となります。

原野については、ほぼ現状程度の100ha程度となります。

水面・河川・水路については、河川改修や新規水面の確保等により増加し、5,800ha程度となります。

道路については、一般道路や林道の整備等により増加し、8,800ha程度となります。

宅地のうち住宅地については、世帯数の増加等により、8,000ha程度となります。

工業用地については、企業立地の推進等により、2,100ha程度となります。

その他の宅地については、事務所、店舗、業務用地等の用地の増加により、4,400ha程度となります。

その他については、公用・公共用施設の整備等による増加はあるものの、低未利用地の有効利用の促進等により減少し、11,900ha程度となります。

市街地については、都市人口の増加により、9,000ha程度となります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」の観点を総合的に勘案した上で実施していきます。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然、社会、経済及び文化などの条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を行います。

また、全国計画、本計画、市町村計画並びに土地利用基本計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

その際、県民の理解と合意形成を図るとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

さらに、土地利用の転換を伴う相当規模以上の開発行為について、個別の法的土地利用規制に先立ち、予想される種々の問題を総合的に検討し、適切な指導を行います。

3 県土整備施策の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土全域の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図ります。その際、事業の計画等の策定にあたっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮します。

4 県土の保全と安全性の確保

(1) 自然条件に対応した防災・減災対策

自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮・地震・津波等への対応に配慮し

つつ、適切な土地利用への誘導を図るとともに、河川、砂防、港湾等の県土保全施設の整備を推進します。

また、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図ります。

(2) 総合的な治水・水資源対策

水系ごとの治水施設の整備と流域内の土地利用とを調整し、総合的な治水対策を推進します。また、渇水に強い県土づくりを目指し、水源地域に配慮しつつ安定的な水資源確保に努めるとともに、水利用の合理化、節水意識の普及・学習等、総合的な水資源対策を推進します。

(3) 森林の適正な管理

県土保全、水源かん養等森林の持つ公益的機能を確保するため、間伐等の森林整備、保安林の適正な管理及び治山施設の整備などを推進します。その際、森林管理のための基礎条件となる林道整備、機械化等効率的な生産システムの整備、県産材の利用並びに生産、流通・加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進め、流域を基本的な単位として、地域特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図ります。

5 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 二酸化炭素等の排出抑制

地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、都市におけるヒートアイランド現象の改善を推進し、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。

その際は、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの面的導入、都市における環境改善のための公園・緑地の効率的な配置、水辺空間の利活用、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組みます。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを一層進め、資源の循環利用を図るとともに、それでも

なお発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

(3) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺においては、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図ります。また、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じて、緩衝緑地の設置など適正な土地利用への誘導を進めます。

(4) 健全な水循環の再生

農用地や森林の適正な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、都市における下水処理水の有効利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の再生に努めます。

特に、伊勢湾、三河湾などの閉鎖性水域の流域においては、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の適正な管理や緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努めます。また、土壌汚染の防止等に努めるとともに、地盤沈下防止対策として、地下水の採取規制、代替水源の確保、代替水の供給、節水、水利用の合理化等の必要な施策を推進します。

(5) 多様な自然環境の保全・再生・創出

貴重な動植物や自然地形・景観など優れている自然については、行為規制により適正な保全を図ります。

農地、里山等の二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備を通じて自然環境の維持・形成に努めます。また、自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・回復を図ります。

その場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や、生態系ネットワークの形成に配慮します。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保します。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図ります。

(6) 地域の特色を生かした景観の形成

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、史跡・名勝・天然記念物等

の指定、埋蔵文化財の把握・周知を図るとともに、開発行為の規制を行います。

安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動により形成される美しい山河や海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂採取にあたっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図ります。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市地域においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農地と宅地が混在する地域及び農山漁村地域においては、人の営みと自然が調和した景観の維持・形成に努めます。

(7) 環境影響評価の実施

良好な環境を確保するため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、適切に環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ施設の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、環境面にも配慮した、土地利用を図ります。

(8) 伊勢湾・三河湾環境の保全

伊勢湾・三河湾を豊かで美しい里海として再生し、健全な水循環を再生するため、干潟の再生、自然海岸等の保全や再生に努めます。また、海岸及び海域の埋立については、漁業等海域としての利用状況、環境特性その他の自然的条件を十分考慮します。

6 土地利用の転換の適正化

土地の有効利用を図るために土地利用の転換を行う場合は、土地利用の可逆性が容易に得られないこと及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他自然的・社会的条件を考慮して適正に行います。

また、大規模な土地利用の転換を行う場合は、事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることから、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制します。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を中心に、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を促進するため、担い手への農用地の利用集積を図り、農用地を有効に利用します。また、農業者の高齢化や担い手農家の減少等により発生する利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域外の地域に存する農用地のうち、混住化により営農環境が悪化しているものは、混在する土地利用の調整を図りつつ、農用地の確保に努めます。

都市計画法に基づく市街化区域内の農地は、宅地等都市的土地利用への円滑な転換を推進します。このうち、当分の間営農継続が見込まれる農地で、その緑地性等により良好な都市的生活環境を維持するため必要なものは、生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定や市民農園等として利活用を図ります。

また、市街化区域内の農地で、長期にわたり都市基盤施設が整備されず、今後も計画的な整備の予定のない区域は、都市計画法に基づく市街化調整区域への編入を検討します。

(2) 森林

森林については、森林法による地域森林計画等に基づき、木材を始め林産物の長期的な安定供給を確保し、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。また、森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、間伐等の森林整備を推進することにより、適切な森林管理を促進します。加えて、森林の整備を推進する観点から、県産材の利用や木質バイオマスの利活用を促進します。

林業の持続的かつ健全な発展のため、林道整備、機械化等効率的な生産システムの整備、県産材の利用並びに生産、流通・加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めます。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。

県土保全、水源かん養等の公益的機能の発揮が特に求められる森林は、森林法に基づく保安林に指定し、機能の維持増進を図るほか、土砂の流出、崩壊等の災害の危険

性のある森林については、治山事業等の各種事業を推進します。

また、都市及びその周辺の良い生活環境の確保のためには公園緑地の整備を促進し、また、都市緑地法による特別緑地保全地区や都市計画法による風致地区制度等の適切な運用により良好な自然環境の保全を図り、必要に応じその公有地化を進めます。その際、規制によって生じる所有者等の負担を軽減するため必要な措置に努めます。

さらに、優れた自然の風景地を形成する森林については、自然公園法等による自然公園地域に指定し、その保護と利用を図り、優れた自然環境を有する森林については、自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域に指定し、その保全を図ります。

なお、上流域の森林は、各種の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与しているものの、林業の停滞等により管理水準が低下しています。そこで、水源基金制度のより一層の活用を図るとともに、林業経営環境の整備、森林整備事業・治山事業の推進、県民参加による森林整備等を推進します。

特に、奥地や作業が困難な公道・河川沿い等の人工林に対しては、「あいち森と緑づくり税」による財源を基にした事業により、強度な間伐等を実施することにより、自然植生の導入を図ります。また、針広混交樹林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、将来にわたって県土保全、水源かん養等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導します。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、整備・保全にあたり、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、広域防災帯、緊急時の消火や生活用水の取水等防災機能の向上、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水質・水量の確保に努めます。また、多自然川づくりや水環境改善緊急行動計画等による水辺環境の保全・改善や身近な河川における水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

ダムなどの水面については、災害の防止や水需給のひっ迫した地域への安定供給の確保のため、長期的視点に立って計画的に整備を進めます。

なお、ため池については、治水機能・利水機能に加えて、生物の多様な生息・生育空間及び貴重な親水空間としての機能も大きいことから、生態系ネットワークの形成のため、田、畑、里山とともに一体的な保全に努めます。

河川については、災害の発生を防止するため緊急度の高いものから河川改修事業等を行い整備を図ります。特に、新川流域、境川流域の都市化の進展の著しい河川流域については、河川整備と流域対策を含む総合的な治水対策を実施します。

水路については、土地改良事業等の農業基盤整備事業を推進することにより、その整備を図ります。

(4) 道路

ア 一般道路

一般道路については、県土の発展を支える広域幹線道路網、都市間の連絡強化と都市機能の活性化を促す幹線道路網、交通拠点との連携強化を図るアクセス(連絡)道路、山間・半島地域の地域振興を支える道路網の整備を推進するとともに、生活環境の改善を図るため、生活道路の整備に努めます。

整備にあたっては、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な景観の形成及び道路空間の有効利用とともに、災害に強い道路整備を図ります。また、交通安全施設の整備を推進するなどして、交通事故、交通障害の防止に配慮するとともに、自然環境の保全や生きものの移動空間を確保するなど周辺環境にも配慮します。

イ 農道及び林道

農道及び林道は、土地改良事業、林道開設事業等を推進することにより、その整備を図ります。

整備にあたっては、自然環境の保全や生きものの移動空間の確保に配慮するとともに、交通安全施設の整備を推進するなどして、交通事故、交通障害の防止にも十分配慮します。

(5) 宅地

宅地については、主として都市計画法に基づく市街化区域において計画的に整備します。同法による市街化区域及び市街化調整区域の見直しにあたっては、適切な人口及び産業の規模を想定するとともに、市街地開発事業の実施の動向及び現市街化区域の未利用地の状況を十分に勘案して、適切な規模を確保します。

市街化区域においては、安全性の向上と快適な居住環境の形成を図るため、重点的に生活関連施設を整備します。この際、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、都市計画法に基づく地域地区制度等の規制誘導策の活用を図ります。特に、中心市街地においては、街なか居住の促進、都市機能の更新と土地の高度利用を図るため、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を促進します。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となっています。このため、市街化調整区域における開発行為については、無秩序な土地利用とならないように、地区計

画や開発許可制度等の適切な運用を図ります。現に土地利用の混在が進みつつある地域では、都市的土地利用と農業的土地利用を十分調整し、居住環境と営農環境の調和のとれた適正な土地利用が実現されるよう努めます。

また、多様な主体による地域づくりや、自然環境の保全に配慮した計画的な市街地整備のモデルとして、東部丘陵線(リニモ)沿線のまちづくりを進めます。

ア 住宅地

良好な居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、既存ストックの有効活用やニュータウンの再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図ります。また、誰もが住み慣れた地域や住まいで安心・安全に生活できるよう、高齢者や障害者にも配慮したまちづくりを進めます。

供給にあたっては、名古屋市の都心区域での居住機能の回復、鉄道(軌道)駅の周辺地域、三河山間部での定住促進など地域特性に応じた供給を促進するとともに、ライフスタイル(生活様式)の多様化、長寿社会への対応、地域の活性化、環境との共生などに配慮します。また、都市基盤整備を図りながら良質な住宅地を供給する土地区画整理事業等についても促進します。

イ 工業用地

工業用地については、都市計画法に基づく工業専用地域等、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区等の工場適地において重点的に確保するとともに、未利用の工場用地への積極的な新規立地を促進します。

工業用地の整備にあたっては、質の高い低コストの用地を整備するとともに、地域社会との調和、公害の防止及び環境の保全を図ります。また、住工混在による公害等の問題を生じている工場等が移転する場合には、移転促進のための必要な措置に努め、居住環境の改善を図ります。

なお、地盤沈下地域においては、新規工場の立地を進めるにあたって、工業用水道の整備等代替水源の確保を図るとともに、既存工場については地下水の揚水規制、水源転換等を促進します。

ウ その他の宅地

商業・業務・研究施設等の用地については、これらの機能が効率的に発揮できるよう、都市計画やまちづくりとの整合を図りながら、都市交通施設の整備や地域の実情に応じた市街地の整備を促進します。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に十分配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮します。

なお、大規模集客施設の立地に関しては、大規模集客施設にかかる計画と市町村のまちづくりに関する計画との整合を図るとともに、影響の広域性に配慮し立地のガイドライン等により適正な立地を誘導します。

農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進します。

(6) その他

ア 公用・公共用施設用地

交通施設については、人や物の交流の活発化に対応できる県土づくりを目指し、空港、港湾等に必要な用地の確保を図り、広域的な交通基盤及び地域交通基盤の整備を推進します。

環境衛生施設については、持続可能な循環型社会を実現するため、資源の循環利用に対応した施設、規模に応じた適正な配置を行うとともに、それでもなお発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

イ 公園・緑地

公園・緑地については、多様なレクリエーション活動への対応、都市の災害に対する安全の確保、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市環境の維持・改善、良好な景観の形成、自然との共生を進める観点から、地域の人口、既存の公園緑地の配置状況等に応じ、その量的な拡大と配置の充実を図ります。

また、都市における緑地の保全・創出を一層推進するため、「あいち森と緑づくり税」による財源を基にした事業を進めます。

ウ レクリエーション用地

レクリエーション用地については、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の振興や都市と農山漁村との交流、想定利用者数、交通体系、既存施設の実態及び周辺的环境に与える影響等を勘案して、多様化する需要に対応した施設の性格及び規模に応じて、適正な配置と量を確保します。

エ 低未利用地

市街化区域内の低未利用地については、県土の有効活用、防災性の向上、良好な都市環境の形成の観点から計画的な活用を図ります。なお、工場移転、事業転換に伴って生じる工場跡地等については、工場用地としての再利用を促しますが、他用途への転換の際は、環境保全に配慮しつつ、地域の産業活力の維持・発展のため、公園緑地や都市再開発、都市型産業の導入等の用地としての活用を図ります。

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、農用地として再生利用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等農用地以外への転換を図ります。また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土の有効利用の観点から、優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進します。

オ 沿岸域

沿岸域については、海岸の保全を図るため、自然環境に配慮しつつ、海岸保全施設整備事業等を推進し、県土の保全、安全性及び親水性の向上を図ります。また、埋立を行う場合には、公有水面埋立法等の適切な運用により、漁業、生態系の保全や自然浄化能力の維持・回復等の環境保全及び災害の防止に十分配慮します。

8 多様な主体による県土の適切な管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして県土の管理に参加することは、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な県土の利用に資する効果が期待できます。

このため、国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、河川的环境保全活動、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、あいち森と緑づくり税、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく、「県土の県民的経営」の取組を推進します。また、県土管理のためにそれぞれの活動が連携して取り組める仕組みづくりを進めます。

9 県土に関する調査の推進及び活用

総合的・計画的な土地利用を図るため、県土を科学的かつ総合的に把握するための国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進し、その調査結果の普及及び啓発を図ります。

また、持続可能な県土管理に資するため、今後の県土の利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、各種施策の進捗状況や土地利用の動向に関する情報などを把握し、計画の検証を行います。